

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	東大阪市宝町1510番12外1筆 (国道170号)	交通 機関	近鉄けいはんな線 新石切駅 南西 約 1km	最 低 占用料 (年額)	675,900円/年	占用期間	5年						
1														
土地の概要					特記事項									
面積	占用許可対象面積				189 m ²									
接面道路 の状況	東側：国道・幅員約 22.0m・舗装 有・高低差 無				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 占用期間は、占用許可日から平成36年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入り及び出入り口の幅等の詳細については、大阪府八尾土木事務所及び大阪府枚岡警察署と協議し、許可を得てください。なお、対象地の出入り口は府道側の南端のみとします。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府八尾土木事務所と協議してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代) 大阪府枚岡警察署 交通課 電話 072-987-1234(代)</p> <p>4 対象地の約5.8m上空には架線があります。</p> <p>5 対象地にはマンホール等の占用物件が3箇所設けられており、地下には下水道本管が埋設されています。これらの維持管理等のため、対象地に下水道管理者や大阪府職員又は大阪府等の受注業者が立ち入ることがあります。そのため、マンホール上には物件を置かないようにし、上載制限荷重については、車両総重量14t、最大輪荷重5.6tまでにしてください。さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 東大阪市上下水道局下水道部 下水道維持管理課 電話 06-4309-3254</p> <p>6 対象地にはマンホール及び下水道本管が設置されていますが、占有者においてそれら下水道施設の構造上の不具合等を発見した場合は、ただちに東大阪市に連絡してください。 また、占有者の使用により、下水道施設を破損した場合は、下水道管理者の指示のもと、占有者において当該施設の原形復旧をしてください。 (お問い合わせ先) 東大阪市上下水道局下水道部 下水道維持管理課 電話 06-4309-3254</p>									
法令に 基づく 制限	市街化区域内													
	都市 計画法	用途地域	準工業地域											
		地域地区	準防火地域											
		建ぺい率	60%	容積率						200%				
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(一般国道170号区域内) ・消防法 ・文化財保護法(鬼虎川遺跡) 													
その他条件	・火気厳禁													
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号										
		対象地周辺	対象地内											
	公営 水道	本管	引込管	東大阪市上下水道局水道施設部 施設整備課 06-6724-1221(代)										
		有	無											
	電気	配電線	引込線	関西電力(株) 東大阪ネットワーク技術センター 0800-777-8810(代)										
		有	無											
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株) マップメンテセンター 06-6202-2141											
	無	無												
公共 下水道	本管	引込管	東大阪市上下水道局下水道部 下水道維持管理課 06-4309-3254											
	有	無												

(裏面へつづく)

特記事項

- 7 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、東大阪市と協議して下さい。
(お問い合わせ先)
東大阪市上下水道局下水道部 排水設備課 電話 06-4309-3249
- 8 電気の引込みについては、大阪府八尾土木事務所及び関西電力株式会社と協議して下さい。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。
(お問い合わせ先)
大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代)
関西電力株式会社 東大阪ネットワーク技術センター 電話 0800-777-8810(代)
- 9 対象地は文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「鬼虎川遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
東大阪市教育委員会事務局社会教育部 文化財課 電話 06-4309-3283
- 10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 12 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



